

## 北限のゆず関連商品の売買に伴う規約

北限のゆず研究会(以下、「研究会」という)が、取り扱うゆずの果実や一次加工品(以下、「商品」という)を、取引先となる事業者(以下、「事業者」という)との売買について、以下の通り規約を定める。

### 第1条 (目的)

研究会が販売する商品を購入する事業者は、自社商品の開発や製造、または製造事業者への卸売りなどの行為によって、北限のゆずの認知度向上や生産体制の維持、発展に寄与することを目的とする。

### 第2条 (事業者登録と更新)

事業者は研究会から商品を購入する前に、研究会指定の事業者登録書式に記入及び提出(申請)の上、研究会の承諾を得る。また、登録内容に変更が生じた場合には研究会へ更新の届出を行うこととする。届出方法としては、再度、事業者登録書式にて申請区分を(更新)にて、変更部分を記載の上、提出する。

### 第3条 (注文およびキャンセル)

事業者が商品注文する際、研究会指定の注文フォームに入力後送信し、送信完了をもって注文確定とする。万が一注文数を供給できない場合は、速やかに研究会から連絡をする。

また、注文後のキャンセルについて、商品発送前であればキャンセル料は発生しないが、商品発送後については、原則としてキャンセル不可となり購入代金を支払うこととする。

注文受付時間は、平日の 10:00~15:00 とし、時間外または平日以外の受付は翌営業日の受付となる。その他問合せは、研究会ホームページの問合せフォーム、もしくは研究会事務局宛にメールにて問合せをする。

### 第4条 (発送)

事業者は原則として発送日を指定できない。研究会は注文確定から 7~10 営業日(平日のみ)以内に発送をする。

また、注文数や在庫数、天候などの影響により、上記期間以上を要する場合は研究会より予め連絡する。

### 第5条 (返品)

研究会の瑕疵により、注文内容と異なる内容(商品の種別、商品の状態、数量)で納品された場合には、研究会は速やかに不足分の発送、過剰分の返品に対応する。ただし、運送過程による瑕疵については、事業者と運送業者との間で協議する。

## 第6条（支払い）

注文に対する請求は毎月末締めとし、翌月15日までに研究会より請求書を発送する。事業者は請求書が届いた翌月末までに研究会指定の口座に振り込む。また、振込手数料は事業者負担とする。

## 第7条（販促への協力）

商品を使用して開発、製造した自社商品を販売する際、研究会へ事前に報告する。また、商品名やパッケージに「北限のゆず」という文言を含めることとする。

## 第8条（ロゴの使用）

自社商品のデザインに研究会が所有する北限のゆずのロゴを使用する場合、同意書を提出することとする。提出後に研究会よりロゴデータを提供する。

## 第9条（守秘義務）

事業者および研究会は、商品の売買において知り得た相手方の技術上および業務上の秘密事項を第三者に漏洩してはならない。

## 第10条（取引停止）

事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、研究会は事前の通告無しに事業者との売買を停止することができる。

- (1) 事業者が本規約に違反したとき。
- (2) 事業者が他から仮差押え・仮処分・強制執行・競売などの申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (3) 事業者が破産・民事再生・特別清算・会社更生その他法的整理手続開始の申立てを受け、または自らこれらの申立てをしたとき。
- (4) 事業者が振出しまたは引受けた手形もしくは小切手につき、不渡り事故が発生したとき、または支払停止・支払不能の状態にいたったとき。
- (5) その他財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
- (6) 事業者自らあるいは事業者と利害関係がある会社が反社会的勢力であることが認められたとき。

## 第11条（附則）

- (1) この規約は、令和4年9月23日から施行する。